

「国営木曽三川公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見			回 答(案)
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
1	要項 P 1 ●実施要項 P1 1. 1. 1対象施設の概要	・業務対象敷地が年度ごとに変化していくが、実施体制はどのように考えるのか。当初の体制のみの表現か、変化して行く毎の体制を示すのか。	対象施設の供用面積の増加等に伴い実施体制が変化していく場合は、各年度の実施体制を記載して下さい。
2	要項 P 1 2 ●実施要項 P1 2 1. 1. 5対象業務の概要 (2)対象業務項目 (3)業務全体像	・⑤収益施設等管理運営業務に関しては、①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務との関係で【調整】となっていますが、②施設・設備維持管理業務等と同じように【統括】とすべきではないでしょうか。	収益施設等管理運営業務は、委託費を充当しない業務であることから【調整】としております。それ以外の施設・設備維持管理業務等は、委託費を充当する業務であることから、【統括】としております。
3	要項 P 1 5 ●実施要項 P1 5 1. 3. 1包括的な質の設定 表4 包括的な質	・環境教育プログラムを提供する専門員・指導員の質をどのように担保するのか。 経験年数や資格など専門性の定義を明確にするとともに、その実現性を担保・評価されたい	環境教育プログラムを提供する指導員等が有すべき専門性については、包括的な質として設定した「多様な利用プログラムの提供」で示した指標を達成するために、事業者が必要に応じて個々に判断すべきものであると考えています。 また、環境教育プログラムを提供する指導員等について、経験年数や資格がなければ本業務を実施することは不適當であるとまではいえないため、そうした要件は設定していません。
4	要項 P 1 9、20、21、別紙5 ●実施要項 P1 9 1. 3. 5委託費の支払い方法 (1)公園運営維持管理業務 ●実施要項 P2 0 1. 3. 5委託費の支払い方法 (1)公園運営維持管理業務 ●別紙5 H25-27国営木曽三川公園運営維持管理業務 共通仕様書(案) P17 第16条業務報告書	・精算払い方式ではなく、請負契約方式とされたい。 ・「c)各年度の落札後の精算は行わない。」とされたい。 ・(1)公園運営維持管理業務 c)の委託費の確定額の考え方の規定では民間参入のインセンティブが働かないため、事業者の削減努力が利益となる請負契約方式とすべきではないでしょうか。 ・P17第16条業務報告書 <各年度の完了報告で提出が必要な項目> 2)「精算報告書」 (1)公園運営維持管理業務 c)の委託費の確定額の考え方の規定では民間参入のインセンティブが働かないため、事業者の削減努力が利益となる請負契約方式とすべきではないでしょうか。	満足度を初めとする包括的な質を金額に換算することは困難であること、また、天候などにより変動する公園の利用者に応じて、事業者の判断により業務内容が変動する性格の業務であり、当初から業務内容を確定することが出来ないため、委託により実施することとしており、実支出額の精算による支払を行うこととしています。
5	要項 P 2 2 ●実施要項 P2 2 1. 3. 6費用負担等に関するその他の留意事項 (5)事業者と中部地方整備局の責任分担	・修繕にかかる費用が1件あたり100万円を超える場合は、誰が負担するのか。 ・修繕にかかる費用が1件あたり100万円を超える場合は、いくつか分割して100万円以下にして事業者が負担する場合はないのか。	表6に定めるとおり、事業者負担となっている項目以外は、中部地方整備局が負担することとなっております。
6	要項 P 2 4 ●実施要項 P2 4 2. 実施期間に関する事項	・「本業務の実施期間は、以下のとおり予定している。平成25年4月1日～平成30年3月31日」とされたい。 ・3年以上(3年3ヶ月)の業務期間ではなく、多くの指定管理者制度のように、国営公園についても5年に拡大した方が事業効果が高まるのではないのでしょうか。 ・実施期間を5年とされたい。	国営公園運営維持管理業務については、平成22年度に2公園、平成24年度には5公園において、総合評価方式一般競争入札を導入しているところであり、業務の成果を検証しているところです。業務の適正な期間について引き続き確認していることから、今回も3年間の業務として実施することとしています。

「国営木曽三川公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見			回 答(案)	
NO	要項案における該当箇所	ご意見		
7	要項 P 2 7、2 9	●実施要項 P2 7 3. 2企業の業務実績に関する要件 表7企業の業務実績等に関する要件 ●実施要項 P2 9 3. 3配置予定者の業務実績に関する要件 表8 配置予定者の業務実績等に関する要件	・業務の経験に「履行期間が概ね12ヶ月以上」とありますが、履行期間3ヶ月の業務を別の時期(期間が重ならない)に4業務の経験していれば満たされるのか。	履行期間として示した12ヶ月は1つの業務の経験とし、分割することはできません。
8	要項 P 2 7、2 9	●実施要項 P2 7 3. 2企業の業務実績に関する要件 表7企業の業務実績等に関する要件 ●実施要項 P2 9 3. 3配置予定者の業務実績に関する要件 表8 配置予定者の業務実績等に関する要件	・業務実績について、総合公園以上の管理運営計画の検討業務は認められますか。その際、業務名称に管理運営計画と明記がなく、特記仕様書、業務計画書、成果品等のいずれかに管理運営計画と記載がある資料を提示すればよろしいでしょうか。	実施要項表7に関する業務実績が必要であり、検討業務のみでは業務実績とは認められません。
9	要項 P 2 9	●実施要項 P2 9 3. 3配置予定者の業務実績に関する要件 表8 配置予定者の業務実績等に関する要件	・配置予定者のうちの総括責任者の業務の経験は、技術士資格を有しない場合は「12ヶ月以上の業務経験と、延べ2年以上の総括責任者の経験」とあるが、2年以上の総括責任者の経験は同種又は類似の業務でなくても良いのか。	技術士の資格を有しない場合は、表8で示すとおり「同種業務について延べ2年以上の総括責任者の経験又は延べ3年以上の業務責任者の経験」、又は、「類似業務について延べ3年以上の総括責任者の経験又は延べ4年以上の業務責任者の経験」が必要です。
10	要項 P 2 9	●実施要項 P2 9 3. 3配置予定者の業務実績に関する要件 表8 配置予定者の業務実績等に関する要件	・延べ2年以上の総括責任者の経験と述べ3年以上の業務責任者の経験は、例えば1年の総括責任者と1.5年の業務責任者の経験と読み替えは可能なのか。	読み替えはできません。
11	要項 P 3 2	●実施要項 P3 2 3. 4共同体での入札について	・共同体として参加する場合、ア)～エ)の4つの業務に担当企業を定めるとありますが、4つの業務を分割して担当企業を定めてもよいでしょうか。その場合、「表7 企業の業務実績等に関する要件」は、担当する企業1社の要件が満たされればよいでしょうか。 例)ア)本業務全体のマネジメント及び企画立案について、本業務全体のマネジメントをA社(要件を満たす)、企画立案の一部(広報等)をB社(要件を満たさない)とする。申請書はA社のみを作成。協定書でA社とB社の業務分担を明示する。	共同企業体を構成する各企業で1つの業務を分担し合うことは可能ですが、各業務における業務責任者は1名ずつ配置する必要があります。 ＜参考: 本業務全体のマネジメント及び企画立案の場合＞ ・複数企業で業務分担する→可能 (例)マネジメント及び企画立案について要件を満たすA社がマネジメント及び企画立案を担当 企画立案のうち、広報をB社が担当 ・複数の業務責任者を配置する→不可 A社から業務責任社を配置する必要がある。

「国営木曽三川公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見				回 答(案)
NO	要項案における該当箇所		ご意見	
12	要項 P 4 1	●実施要項 P4 1 5. 2. 1事業者の決定方法	・調査基準価格が「予定価格に6/10を乗じて得た額」とされているが、ダンピング対策のためにも請負工事と同様に、7/10～9/10の範囲に改めるべきではないでしょうか。 ・総合評価の価格点:技術点の割合が1:2となっていますが、提案項目審査の内容から、質的要件の比重が非常に大きくなっているため、価格点:技術点の割合は1:3にすべきではないでしょうか。 ・最低制限価格が60%では、サービスの質が維持できない。また、技術評価点の比重を上げられたい。	役務発注であることから、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する運用について」に基づき、低入札者は役務調査基準価格(予定価格の60%)を下回ったものとしています。 なお、今回の運営維持管理業務より業務評価の項目を追記し、次回以降の入札時における評価事項の一つとすることとしております。
13	別紙 5	●別紙5 H25-27国営木曽三川公園運営維持管理業務 共通仕様書(案) P17 第16条 業務報告書	・P17第16条業務報告書 <定期報告で提出が必要な項目>、<実施状況等の規則書に添付が必要な項目> 項目の整理及び簡素化を図られたい。	平成23年度に実施した市場化テストにおいて、安全、衛生面の確保等に必要な最小限のものだけ個別仕様書において提出を求め、それ以外は共通仕様書において提出を求めることとし、一部見直しを行ったところです。提出書類の種類については、委託内容の実施状況を確認するため必要であると考えております。
14	別紙 9	●別紙9 H25-27国営木曽三川公園収益施設等管理運営規定書(案) P29 第5条 運営日時 P35 第15条 設置場所、販売内容・料金等 P39 第24条 運営対象施設	・裁量施設に関しても売上実績を可能な限り開示して頂けないでしょうか。 ・過去の売上からして、運営日時の設定は厳しい。民間ノウハウを活用しても一般的に考えて赤字になることが想定される。現状、具体的な数値まで不要であるが、利益が創出されているのか情報公開して欲しい。 ・自動販売機の設置台数と売上を開示して頂けないでしょうか。 ・船の利用者数及び売上を開示して頂けないでしょうか。 ・船のメンテナンスに関して費用面での情報があれば開示して頂けないでしょうか。	ご意見を踏まえ、収益施設のうち裁量施設についてもH21～23年度の売上について別紙資料として追加します。また、木舟の修繕履歴についても、H21～23年度の実績について別紙資料として追加します。
15	別紙 9	●別紙9 H25-27国営木曽三川公園収益施設等管理運営規定書(案) P28 第3条 運営対象施設	・必須施設、裁量施設とは何ですか。	実施要項1.2.4の記載のとおり、収益施設のうち、必須施設は公園の開園日時に常時営業する施設、裁量施設は公園の開園日時に運営日時を事業者が設定し営業する施設としています。
16	別紙 4 2	●別紙42 収益施設の売上等(別紙657～658)	・タイトルが「物販施設」とありますが、フラワーパーク江南は飲食施設の売上でよいでしょうか。 ・収益施設の売り上げ等に関して詳細を明らかにしていただけないでしょうか。また、記載して頂いている売り上げは、物販施設となっておりますが、飲食施設の売り上げが別にあるなら開示して頂けないでしょうか。 ・わかる範囲でよいので平成23年度分を明らかにしていただけないでしょうか。上記と同様に飲食施設の売り上げに関しても開示していただけないでしょうか。	別紙42の表中、河川環境楽園については「物販施設」、フラワーパーク江南は「飲食施設」としての売上を記載しています。ご指摘のとおり、フラワーパーク江南の売上は、「飲食施設」に関するものです。ご意見を踏まえ表を修正します。また、H19～20年度の収益施設の売上については、公告から入札前日までの間、中部地方整備局において閲覧資料として準備することを検討します。